

# 関係住民への意見聴取方法について

第2回小丸川学識者懇談会

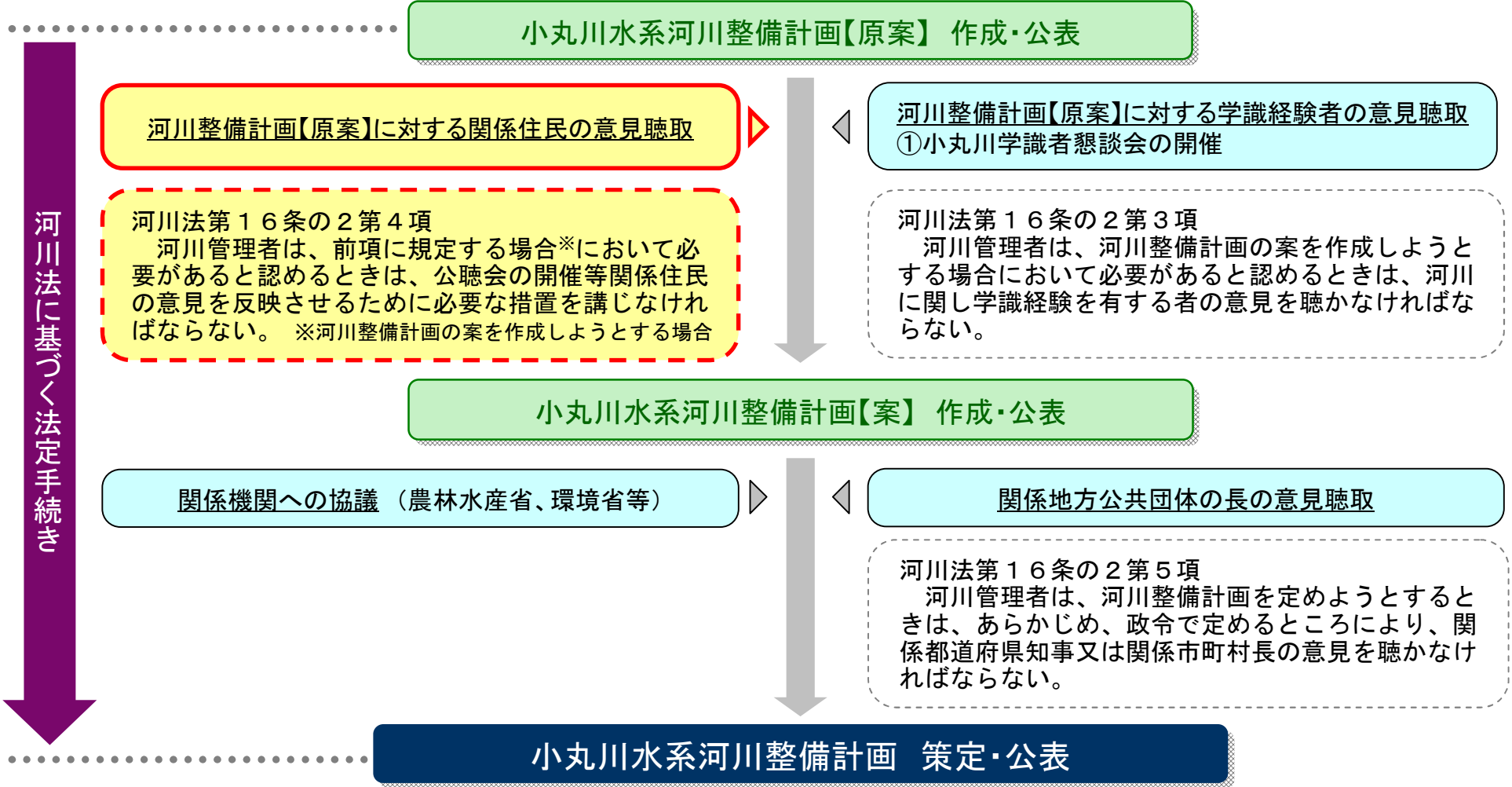
平成24年3月8日

宮崎河川国道事務所



# 河川整備計画策定に係る法的手続きについて

「小丸川水系河川整備計画」の策定にあたり、河川法に定める法的手続きに則り、「小丸川水系河川整備計画【原案】」に対する関係住民の意見聴取を行います。



河川法第16条の2第6項  
河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 「小丸川水系河川整備計画【原案】」に関する関係住民の意見方法等について

公表した「小丸川水系河川整備計画【原案】」について、関係住民に対して以下に示すような方法で閲覧に供します。

### ●河川整備計画【原案】の主要箇所への設置

河川整備計画【原案】を公共機関の窓口等に設置し、閲覧に供します。

※宮崎河川国道事務所、高鍋出張所、高鍋町役場、木城町役場など

### ●河川整備計画【原案】概要版（パンフレット）の作成と主要箇所への設置・配付

河川整備計画【原案】をわかりやすく紹介した概要版を作成し、公的機関の窓口を含む住民の方々が訪れる主要箇所などに設置し、配付を行います。

※宮崎河川国道事務所、高鍋出張所、高鍋町役場、木城町役場など

### ●ホームページへの掲示

宮崎河川国道事務所のホームページに河川整備計画に関するページを開設し、河川整備計画【原案】及びその概要版を掲示します。

「小丸川水系河川整備計画【原案】」に関する関係住民の意見について、以下の方法で聴取を予定しています。

### ●住民説明会の開催（説明と意見交換）

流域内の市町（高鍋町、木城町）で整備計画【原案】に関する住民説明会を実施します。

### ●整備計画【原案】概要版（パンフレット）へのはがきの添付

整備計画【原案】概要版に返信用はがきを添付し、ポスト投函による意見聴取を行います。

### ●メールによる意見聴取

宮崎河川国道事務所のホームページに整備計画【原案】についての意見募集ページを開設し、メールによる意見聴取を行います。